

平成25年2月秋田市議会定例会提出予定案件		
	件 名	説 明
	「 予 算 案 」 30件	
1	平成25年度秋田市一般会計予算の件	○資料別紙
2	平成25年度秋田市土地区画整理会計予算の件	
3	平成25年度秋田市市有林会計予算の件	
4	平成25年度秋田市市営墓地会計予算の件	
5	平成25年度秋田市中央卸売市場会計予算の件	
6	平成25年度秋田市公設地方卸売市場会計予算の件	
7	平成25年度秋田市大森山動物園会計予算の件	
8	平成25年度秋田市廃棄物発電会計予算の件	
9	平成25年度秋田市国民健康保険事業会計予算の件	
10	平成25年度秋田市母子寡婦福祉資金貸付事業会計予算の件	
11	平成25年度秋田市介護保険事業会計予算の件	

12	平成25年度秋田市後期高齢者医療事業会計予算の件	○資料別紙
13	平成25年度秋田市病院事業会計予算の件	
14	平成25年度秋田市水道事業会計予算の件	
15	平成25年度秋田市下水道事業会計予算の件	
16	平成25年度秋田市農業集落排水事業会計予算の件	
17	平成24年度秋田市一般会計補正予算（第11号）の件	
18	平成24年度秋田市市有林会計補正予算（第1号）の件	
19	平成24年度秋田市市営墓地会計補正予算（第2号）の件	
20	平成24年度秋田市公設地方卸売市場会計補正予算（第4号）の件	
21	平成24年度秋田市大森山動物園会計補正予算（第2号）の件	
22	平成24年度秋田市廃棄物発電会計補正予算（第2号）の件	
23	平成24年度秋田市国民健康保険事業会計補正予算（第2号）の件	
24	平成24年度秋田市母子寡婦福祉資金貸付事業会計補正予算（第1号）の件	
25	平成24年度秋田市介護保険事業会計補正予算（第2号）の件	

26	平成24年度秋田市後期高齢者医療事業会計補正予算（第2号）の件	○資料別紙
27	平成24年度秋田市病院事業会計補正予算（第3号）の件	
28	平成24年度秋田市水道事業会計補正予算（第3号）の件	
29	平成24年度秋田市下水道事業会計補正予算（第2号）の件	
30	平成24年度秋田市農業集落排水事業会計補正予算（第2号）の件	
「 条 例 案 」 29件		
31	秋田市情報公開条例の一部を改正する件	○改正理由 地方独立行政法人の設立等に伴い、情報公開の対象となる公文書の範囲を改めるとともに、規定を整備するため、改正しようとするもの ○改正要旨 1 実施機関に市が設立した地方独立行政法人を加えるとともに、実施機関の職員に市が設立した地方独立行政法人の役員を加える。 2 公文書の範囲から秋田市公文書管理条例に規定する特定歴史公文書等を除く。 3 条例の適用を受ける公文書の範囲を改める。 4 その他規定を整備する。 ○施行期日 平成25年4月1日から。ただし、一部の規定は平成26年4月1日から。
32	秋田市個人情報保護条例の一部を改正する件	○改正理由 地方独立行政法人の設立等に伴い、実施機関に地方独立行政法人を加えるとともに、規定を整備するため、改正しようとするもの ○改正要旨

		1 実施機関に市が設立した地方独立行政法人を加えるとともに、実施機関の職員に市が設立した地方独立行政法人の役員を加える。 2 その他規定を整備する。 ○施行期日 平成25年4月1日から
33	秋田市議員報酬、報酬等の額およびその支給方法に関する条例の一部を改正する件	○改正理由 公文書管理委員会委員の報酬の額を定めるため、改正しようとするもの ○改正要旨 公文書管理委員会委員の報酬の額を日額10,000円とする。 ○施行期日 平成25年4月1日から
34	秋田市特別職の職員の退職手当に関する条例の一部を改正する件	○改正理由 特別職に係る退職手当の額を減額する特例措置について定めるため、改正しようとするもの ○改正要旨 平成25年4月1日に在職している特別職に支給する当該在職期間に係る退職手当の額を、市長にあつては20パーセント、副市長、常勤の監査委員および地方公営企業の管理者にあつては10パーセント減額する。 ○施行期日 平成25年4月1日から
35	秋田市特別職の職員の退職手当に関する条例の特例に関する条例の一部を改正する件	○改正理由 国等の職員から特別職の職員となった者に係る退職手当の算定方法を改めるため、改正しようとするもの ○改正要旨 国等の職員から特別職の職員となった者の当該国等の職員としての在職期間に係る退職手当の額の算定については、特別職の職員となる日の前日における秋田市職員の退職手当に関する条例の例によること等とする。 ○施行期日 平成25年4月1日から

36	秋田市職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する件	○改正理由 国家公務員の一般職の職員の退職手当に準じ退職手当の額を引き下げるとともに、規定を整備するため、改正しようとするもの ○改正要旨 1 当分の間、職員の退職手当の調整率を「100分の104」から「100分の87」とする。 2 地方独立行政法人の役員となった後引き続き続いて再び職員となった者について、地方独立行政法人の役員として在職した期間を職員としての引き続いた在職期間とみなすこととする。 ○施行期日 平成25年4月1日から。条例の施行に関し必要な経過措置を規定する。
37	教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する件	○改正理由 教育長に係る退職手当の額を減額する特例措置について定めるため、改正しようとするもの ○改正要旨 平成25年4月1日に在職している教育長に支給する当該在職期間に係る退職手当の額を10パーセント減額する。 ○施行期日 平成25年4月1日から
38	秋田市新型インフルエンザ等対策本部条例を設定する件 ・新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）：平成24年5月11日公布、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行	○設定理由 新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）の施行に伴い、新型インフルエンザ等対策本部について定めるため、この条例を設定しようとするもの ○要旨 1 新型インフルエンザ等対策本部長（以下「本部長」という。）は、新型インフルエンザ等対策本部の事務を総括する。 2 新型インフルエンザ等対策副本部長（以下「副本部長」という。）は、本部長を助け、新型インフルエンザ等対策本部の事務を整理する。 3 新型インフルエンザ等対策本部員（以下「本部員」という。）は、本部長の命を受け、新型インフルエンザ等対策本部

		の事務に従事する。 4 新型インフルエンザ等対策本部に、本部長、副本部長および本部員のほか、市長が任命する必要な職員を置くことができる。 5 本部長は、新型インフルエンザ等対策本部における情報交換等を円滑に行うため、必要に応じ、新型インフルエンザ等対策本部の会議を招集する。 6 本部長は、国の職員その他市の職員以外の者を会議に出席させたときは、当該出席者に対し、意見を求めることができる。 7 本部長は、必要と認めるときは、新型インフルエンザ等対策本部に部を置くことができる。 8 部に属すべき本部員は、本部長が指名する。 9 部に部長を置き、本部長の指名する本部員がこれに当たる。 10 部長は、部の事務を掌理する。 11 この条例に定めるもののほか、新型インフルエンザ等対策本部に関し必要な事項は、本部長が定める。 ○施行期日 規則で定める日から
39	秋田市公契約基本条例を設定する件	○設定理由 本市の公契約の適正な履行および良好な品質の確保ならびに労働者の適正な労働条件の確保を図るための基本的な事項を定めるため、この条例を設定しようとするもの ○要旨 1 この条例は、公契約に係る基本的な事項を定めることにより、市民が豊かで安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする。 2 市は、公契約の締結に当たっては、価格以外の要素を考慮するなど、地元企業の受注意欲に配慮した発注を推進することにより、地域における雇用を促進し、地域経済の活性化を図ること等を基本方針とする。

		3 市は、条例の目的を達成するため、地元企業の活性化等につながる施策を実施しなければならないこととする。 4 公契約の受注者等は、公契約に係る市の施策に協力するよう努めなければならないこと等とする。 5 市は、総合評価落札方式による評価を行う場合においては、地元企業の活性化等につなげるため、地域貢献、地域防災等に関する評価項目の充実を図ることその他の事項に留意しなければならないこととする。 6 市は、総合評価落札方式において、労働環境に関する評価を加えることにより、対象労働者の労働環境の向上を図ること等とする。 7 対象労働者は、支払いを受けた作業報酬額等があらかじめ確認した内容を満たしていないと認められるときは、市又は受注者等に申し出ることができることとする。 8 市は、7の申出を受けたときは、それに対し必要な調査を行った上、対象労働者が確認した内容を満たしていないと認められるときは、是正のための指導を行うことができることとする。 9 市は、公契約の締結に当たり、不当に低価格な入札による受注を排除し、適正な価格による契約を推進するため、最低制限価格制度および低入札価格制度を適正に活用することとする。 10 この条例に定めるもののほか、公契約に関し必要な事項は、市長が別に定めることとする。 ○施行期日 平成26年4月1日から
40	秋田市財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部を改正する件	○改正理由 用途廃止により普通財産となった建物を地域の活性化に資する事業を行う者に譲与等を行うことができることとするため、改正しようとするもの ○改正要旨

		1 用途廃止により普通財産となった建物を、産業の振興その他の地域の活性化に資する事業（以下「地域活性化事業」という。）を行う者に譲与又は減額譲渡をすることができることとする。 2 用途廃止により普通財産となった建物を、地域活性化事業を行う者に無償貸付又は減額貸付をすることができることとする。 ○施行期日 平成25年4月1日から
41	秋田市コミュニティセンター条例の一部を改正する件	○改正理由 上北手地域センターをコミュニティセンターとして設置するため、改正しようとするもの ○改正要旨 上北手地域センターを上北手地区コミュニティセンターとして、秋田市上北手猿田字四ツ小屋29番地1に設置する。 ○施行期日 平成25年4月1日から
42	秋田市障害福祉サービスセンター条例等の一部を改正する件 ・地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律（平成24年法律第51号） ：平成24年6月27日公布、一部を除き平成25年4月1日施行	○改正理由 障害者自立支援法の一部改正（平成24年法律第51号）等に伴い、規定を整備するため、改正しようとするもの ○改正要旨 規定を整備する。 ○施行期日 平成25年4月1日から
43	秋田市児童館条例の一部を改正する件	○改正理由 牛島児童館を廃止し、牛島児童センターを設置するため、改正しようとするもの ○改正要旨 牛島児童館を廃止し、牛島児童センターを秋田市牛島東四丁目7番47号に設置する。 ○施行期日 平成25年4月1日から
44	秋田市手数料条例の一部を改正する件	○改正理由 臨時に20日以上3月未満の間、飲食店等を営業する際の許可に係る申請手数料を定めるため、改正しようとするもの ○改正要旨

		次に掲げる業種について、臨時に設置する施設において連続する20日以上3月未満の営業を行おうとする者に係るその営業の許可の手数料の額を次のとおり定める。 <table><tr><th>業 種</th><th>金 額</th></tr><tr><td>飲食店営業</td><td>4,200円</td></tr><tr><td>喫茶店営業</td><td>2,400円</td></tr><tr><td>菓子製造業</td><td>3,700円</td></tr></table> ○施行期日 平成25年4月1日から	業 種	金 額	飲食店営業	4,200円	喫茶店営業	2,400円	菓子製造業	3,700円
業 種	金 額									
飲食店営業	4,200円									
喫茶店営業	2,400円									
菓子製造業	3,700円									
45	秋田市廃棄物の処理および再利用に関する条例の一部を改正する件 ・地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成23年法律第105号）：平成23年8月30日公布、一部を除き平成24年4月1日施行	○改正理由 廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部改正（平成23年法律第105号）に伴い、一般廃棄物処理施設に置く技術管理者の資格を定めるとともに、規定を整備するため、改正しようとするもの ○改正要旨 市が設置する一般廃棄物処理施設に置く技術管理者の資格について規定する。 ○施行期日 平成25年4月1日から								
46	秋田市道路占用等に関する条例の一部を改正する件	○改正理由 太陽光発電設備等による道路の占用に係る占用料の額を定めるとともに、規定を整備するため、改正しようとするもの ○改正要旨 1 太陽光発電設備および風力発電設備による道路の占用に係る占用料の年額を、 占有面積1㎡につき年額1,000円とする。 2 津波避難施設による道路の占用に係る 占有料の年額を、占有面積1㎡につき近 傍類似の土地の時価に0.028を乗じて得た 額とする。 3 その他規定を整備する。 ○施行期日 平成25年4月1日から								
47	秋田市移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例を設定する件 ・地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成23年法律第105号）：平成23年8月30日公布、一部を除き平成24年4月1日施行	○設定理由 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部改正（平成23年法律第105号）に伴い、移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定めるため、この条例を設定しようとするもの								

		○要旨 高齢者、障害者等の移動等の円滑化のために必要な道路の構造に関し、次の事項に関する基準等を定める。 (1) 歩道等の車道等に対する高さを5センチメートル、横断歩道に接続する歩道の縁端部の高さは2センチメートルを標準とするほか、その有効幅員、舗装、勾配、高さ、車道との接続に関する基準 (2) 立体横断施設の傾斜路、通路、階段の設置に関する基準 (3) 乗合自動車の停留所の高さ、ベンチ、上屋等に関する基準 (4) (1)～(3)のほか、移動等の円滑化のために必要な事項 上記の基準については、国道・県道等との均衡をとる必要があることから、既に整備済みの県の条例と同一の基準とする。 ○施行期日 平成25年4月1日から。条例の施行に関し必要な経過措置を規定する。
48	秋田市準用河川管理施設等の構造の技術的基準を定める条例を設定する件 ・地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成23年法律第37号）：平成23年5月2日公布、一部を除き平成24年4月1日施行	○設定理由 河川法の一部改正（平成23年法律第37号）に伴い、準用河川に係る河川管理施設等の構造の技術的基準を定めるため、この条例を設定しようとするもの ○要旨 市が管理する準用河川の適切な環境の整備および保全を図るため、堤防、堰、水門および樋門、橋等を設置する場合において河川管理上必要とされる管理施設等の構造の一般的技術的基準を定める。 上記の基準については、市の実情等を考慮し、政令等と同様の基準としている。 ○施行期日 平成25年4月1日から。条例の施行に関し必要な経過措置を規定する。
49	秋田市市道の構造の技術的基準等を定める条例を設定する件 ・地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成23年法律第37号）：平成23年5	○設定理由 道路法の一部改正（平成23年法律第37号）に伴い、市道の構造の技術的基準等を定めるため、この条例を設定しようとするもの

	月2日公布、一部を除き平成24年4月1日施行	○要旨 1 市が管理する市道を新設し、又は改築する場合における道路の構造の一般的技術的基準を定める。 2 市道に設ける道路標識のうち、案内標識および警戒標識ならびにこれらに附置される補助標識の寸法および文字の大きさを定める。 上記の基準は、国道・県道等との均衡をとる必要があることから、国の政省令と同一の基準とする。 ○施行期日 平成25年4月1日から。条例の施行に関し必要な経過措置を規定する。
50	秋田市都市公園の設置に関する基準等を定める条例を設定する件 ・地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成23年法律第105号）：平成23年8月30日公布、一部を除き平成24年4月1日施行	○設定理由 都市公園法等の一部改正（平成23年法律第105号）に伴い、都市公園の設置に関する基準等を定めるため、この条例を設定しようとするもの ○要旨 1 市が都市公園を設置する場合における市民1人当たりの都市公園の敷地面積の標準は10平方メートル（市街地の都市公園にあっては、5平方メートル）以上とするほか、都市公園の配置および規模の基準について定める。 2 都市公園に公園施設として設けられる建築物の建築面積の基準およびその特例について定める。 3 高齢者、障害者等の移動等の円滑化のために必要な公園施設の構造に関する基準等を定める。 上記の基準は、従来から国の基準に沿って都市公園を配置・整備しており、現行基準に特に問題がないことから、政省令と同一の基準とする。 ○施行期日 平成25年4月1日から。
51	秋田市低炭素建築物新築等計画認定等手数料条例を設定する件 ・都市の低炭素の促進に関する法律（平成24年法律第84号）：平成24年9月5日公布、平成24年12月4日施行	○設定理由 都市の低炭素化のための建築物の新築等に関する計画に係る認定申請手数料等を定めるため、この条例を設定しようとするもの

		の ○要旨 1 市長は、低炭素建築物新築等計画（以下「計画」という。）の認定の申請に係る認定申請手数料等を徴収することとする。 2 計画に係る認定申請手数料および変更認定申請手数料の額を新たに規定する。 3 既納の手数料は、還付しないものとする。 4 詐欺その他不正の行為により、手数料の徴収を免れた者に対しては、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額以下の過料に処するものとする。 ○施行期日 公布の日から
52	秋田市長期優良住宅建築等計画認定等手数料条例の一部を改正する件	○改正理由 長期優良住宅建築等計画の認定の申請等に係る手数料の額を改めるため、改正しようとするもの ○改正要旨 長期優良住宅建築等計画の認定および変更認定の申請において、当該申請に係る住宅の構造等が長期使用構造であることを証する書類を提出する場合の認定申請手数料等を定める。 ○施行期日 平成25年4月1日から
53	秋田市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する件	○改正理由 新たに診療科目を加えるとともに、既存の診療科目を改めるため、改正しようとするもの ○改正要旨 新たな診療科目として「糖尿病・代謝内科」を加えるとともに、既存の「消化器・代謝内科」を「消化器内科」とする。 ○施行期日 平成25年4月1日から
54	秋田市都市公園条例等の一部を改正する件	○改正理由 佐竹史料館、赤れんが郷土館および千秋美術館の年間使用料等を定めるため、改正しようとするもの

		○改正要旨 1 佐竹史料館の年間使用料（納付日から起算して1年間使用可能）は、1人につき200円とする。 2 赤れんが郷土館の年間観覧料（納付日から起算して1年間観覧可能）は、1人につき500円とする。 3 千秋美術館の年間観覧料（4月1日から翌年の3月31日までの期間、観覧可能）は、1人につき4,000円を超えない範囲内で市長が定める額とするとともに、規定を整備する。 ○施行期日 平成25年4月1日から
55	秋田市消防本部および消防署設置条例の一部を改正する件	○改正理由 土崎消防署の移転に伴い、その位置の表示を改めるため、改正しようとするもの ○改正要旨 土崎消防署の位置の表示を「秋田市土崎港西三丁目10番25号」から「秋田市土崎港西四丁目2番10号」に改める。 ○施行期日 平成25年5月1日から
56	秋田市水道事業給水条例の一部を改正する件 ・地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成23年法律第105号）：平成23年8月30日公布、一部を除き平成24年4月1日施行	○改正理由 水道法の一部改正（平成23年法律第105号）に伴い、水道の布設工事監督者の配置基準等を定めるため、改正しようとするもの ○改正要旨 1 布設工事監督者を配置する工事は、1日最大給水量等の変更に係る工事等とする。 2 布設工事監督者および水道技術管理者の資格について規定する。 上記の基準は、これまで国の基準で行ってきたものの中で変更する必要があると判断されるものがないため、政令と同一の基準とする。 ○施行期日 平成25年4月1日から

57	秋田市下水道条例の一部を改正する件 ・地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成23年法律第105号）：平成23年8月30日公布、一部を除き平成24年4月1日施行	○改正理由 下水道法の一部改正（平成23年法律第105号）に伴い、公共下水道の構造の技術上の基準等を定めるため、改正しようとするもの ○改正要旨 1 排水施設および処理施設に共通する構造の技術上の基準は、堅固で耐久力を有する構造とすること等とする。 2 排水施設の構造の技術上の基準は、排水管内径等の断面積が管理者が定める数値を下回らないこと等とする。 3 処理施設の構造の技術上の基準は、脱臭施設の設置の措置等が講じられていること等とする。 4 1から3までの基準は、工事の施行のために仮に設けられる公共下水道等には適用しないこととする。 5 終末処理場の維持管理について規定する。 6 その他規定を整備する。 上記の基準は、これまで国の基準で行ってきたものの中で変更する必要があると判断されるものがないため、政令と同一の基準とする。 ○施行期日 平成25年4月1日から
58	秋田都市計画下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する件 ・地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成23年法律第37号）：平成23年5月2日公布、一部を除き平成24年4月1日施行	○改正理由 下水道法の一部改正（平成23年法律第105号）に伴い、規定を整備するため、改正しようとするもの ○改正要旨 排水区域の名称等の公告の時期を、事業計画を定めたときとする。 ○施行期日 平成25年4月1日から
59	秋田市農業集落排水施設条例の一部を改正する件	○改正理由 金足地区に農業集落排水施設を新設するため、改正しようとするもの ○改正要旨 新たに、次の農業集落排水施設を加える。 ア 名称 秋田市金足農業集落排水施設

		イ 位置 秋田市金足岩瀬字岩瀬20番2 ウ 区域 秋田市金足岩瀬字岩瀬ほか ○施行期日 平成25年3月31日から
	「 単 行 案 」 19件	
60	平成24年度秋田市一般会計補正予算（第8号）に関する専決処分について承認を求める件	○除排雪関係経費に不足をきたし、補正するため専決処分した件について、議会の承認を求めようとするもの ・専決処分年月日 平成25年1月7日 ・補 正 額 700,000千円 ・補正後の一般会計予算額 123,427,275千円 （補正後の除排雪関係経費予算額） 1,500,000千円 ※専決処分した理由 今冬の予想を上回る降雪状況等に伴う除排雪経費の補正について特に緊急を要し、議会を招集する時間的余裕がなかったため ※提出根拠法：地方自治法第179条第3項
61	平成24年度秋田市一般会計補正予算（第9号）に関する専決処分について承認を求める件	○除排雪関係経費に不足をきたし、補正するため専決処分した件について、議会の承認を求めようとするもの ・専決処分年月日 平成25年1月15日 ・補 正 額 700,000千円 ・補正後の一般会計予算額 124,127,275千円 （補正後の除排雪関係経費予算額） 2,200,000千円 ※専決処分した理由 今冬の予想を上回る降雪状況等に伴う除排雪経費の補正について特に緊急を要し、議会を招集する時間的余裕がなかったため ※提出根拠法：地方自治法第179条第3項
62	平成24年度秋田市一般会計補正予算（第10号）に関する専決処分について承認を求める件	○除排雪関係経費に不足をきたし、補正するため専決処分した件について、議会の承認を求めようとするもの ・専決処分年月日 平成25年1月29日 ・補 正 額 700,000千円 ・補正後の一般会計予算額

		124, 827, 275千円 (補正後の除排雪関係経費予算額) 2, 900, 000千円 ※専決処分した理由 今冬の予想を上回る降雪状況等に伴う除排雪経費の補正について特に緊急を要し、議会を招集する時間的余裕がなかったため ※提出根拠法：地方自治法第179条第3項
63	地方独立行政法人市立秋田総合病院定款を定める件	○地方独立行政法人市立秋田総合病院の定款を定めるため、議会の議決を求めようとするもの ※提出根拠法：地方独立行政法人法第7条
64	包括外部監査契約を締結する件	○平成25年度の包括外部監査契約を締結しようとするもの ・契約の目的 当該契約に基づく監査および監査の結果に関する報告 ・契約の期間 平成25年4月1日～平成26年3月31日 ・契約金額 10, 417, 050円を上限とする額 ・契約の相手 渡邊雅章(資格：公認会計士) ※提出根拠法：地方自治法第252条の36第1項
65	秋田市勝平地区コミュニティセンターの指定管理者を指定する件	○勝平地区コミュニティセンターの指定管理者を指定しようとするもの ・指定管理者 勝平地区コミュニティセンター管理運営委員会 ・指定の期間 平成25年4月1日～平成30年3月31日 ※提出根拠法：地方自治法第244条の2第6項
66	秋田市大住地区コミュニティセンターの指定管理者を指定する件	○大住地区コミュニティセンターの指定管理者を指定しようとするもの ・指定管理者 大住地区コミュニティセンター管理運営委員会 ・指定の期間 平成25年4月1日～平成30年3月31日 ※提出根拠法：地方自治法第244条の2第6項

67	秋田市八橋地区コミュニティセンターの指定管理者を指定する件	○八橋地区コミュニティセンターの指定管理者を指定しようとするもの ・指定管理者 八橋地区コミュニティセンター管理運営委員会 ・指定の期間 平成25年4月1日～平成30年3月31日 ※提出根拠法：地方自治法第244条の2第6項
68	秋田市泉地区コミュニティセンターの指定管理者を指定する件	○泉地区コミュニティセンターの指定管理者を指定しようとするもの ・指定管理者 泉地区コミュニティセンター管理運営委員会 ・指定の期間 平成25年4月1日～平成30年3月31日 ※提出根拠法：地方自治法第244条の2第6項
69	秋田市明德地区コミュニティセンターの指定管理者を指定する件	○明德地区コミュニティセンターの指定管理者を指定しようとするもの ・指定管理者 明德地区コミュニティセンター管理運営委員会 ・指定の期間 平成25年4月1日～平成30年3月31日 ※提出根拠法：地方自治法第244条の2第6項
70	秋田市港北地区コミュニティセンターの指定管理者を指定する件	○港北地区コミュニティセンターの指定管理者を指定しようとするもの ・指定管理者 港北地区コミュニティセンター管理運営委員会 ・指定の期間 平成25年4月1日～平成30年3月31日 ※提出根拠法：地方自治法第244条の2第6項
71	市道路線を廃止する件	○都市計画道路等の整備に伴い、機能消滅した路線等を整理するため、市道路線を廃止しようとするもの ・廃止路線 16路線 29,662.50m ※提出根拠法：道路法第10条第3項

72	市道路線を認定する件	○宅地造成に伴い新設された道路等を一般交通の用に供するため、市道路線に認定しようとするもの ・認定路線 20路線 延長42,361.30m ・認定後の市道路線延長 約2,002.3km ※提出根拠法：道路法第8条第2項
73	秋田市大森山動物園会計への繰入額を変更する件	○大森山動物園会計に対する一般会計からの繰入額（平成24年度）を変更しようとするもの ・変更前 362,198千円以内 ・変更後 380,890千円以内 ・増減額 18,692千円増 ※提出根拠法：地方財政法第6条
74	秋田市中心卸売市場会計へ繰り入れる件	○中央卸売市場会計の事業推進のための一般会計からの繰入れ（平成25年度）を行おうとするもの ・繰入金額 19,362千円以内 ※提出根拠法：地方財政法第6条
75	秋田市公設地方卸売市場会計へ繰り入れる件	○公設地方卸売市場会計の事業推進のための一般会計からの繰入れ（平成25年度）を行おうとするもの ・繰入金額 11,908千円以内 ※提出根拠法：地方財政法第6条
76	秋田市大森山動物園会計へ繰り入れる件	○大森山動物園会計の事業推進のための一般会計からの繰入れ（平成25年度）を行おうとするもの ・繰入金額 371,785千円以内 ※提出根拠法：地方財政法第6条
77	平成24年度秋田市下水道事業会計資本剰余金を処分する件	○秋田市下水道事業会計の補助金等を源泉とする資本剰余金を取り崩そうとするもの ※提出根拠法：地方公営企業法第32条第3項
78	平成24年度秋田市農業集落排水事業会計資本剰余金を処分する件	○秋田市農業集落排水事業会計の補助金を源泉とする資本剰余金を取り崩そうとするもの ※提出根拠法：地方公営企業法第32条第3項

「 追加提案 」

「 人 事 案 」 1 件

- | | |
|-----------------------------------|---|
| 79 秋田市固定資産評価審査委員会委員の選任について同意を求める件 | ○固定資産評価審査委員会委員木村了氏の任期満了（平成25年3月29日付）に伴い、その後任の選任について同意を求めようとするもの
・任期3年
※提出根拠法：地方税法第423条第3項 |
|-----------------------------------|---|